

「正当な理由」あれば区別、表示も 新型コロナウイルス感染性廃棄物対応で 全産連、環境省に要望

全国産業資源循環連合会は13日、新型コロナウイルスによる感染性廃棄物への対応に関する要望を取りまとめ、環境省に提出した。

同省は4日付で、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について都道府県・政令市に通知。二廃棄物処理法に基づき感染性廃棄物

処理マニュアルに基づく適正処理を徹底することを求めた上で、処理業者には排出事業者に対し、正当な理由なく新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは償むことを周知するよう自治体に促している。

これに対し同連合会では、産業廃棄物処理業者の安全確保や適正で迅速な処理など「正当な理由」がある場合は区別や表示などに関する留意事項等を排出事業者に求めることを排除しないよう要望している。

同マニュアルでは、施設における保管については「一感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管

しなければならぬ」と表示については「感染性廃棄物を収納した容器には感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するもの」とされている。これを踏まえ、同連合会では新型コロナウイルスを含む感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管し、新型コロナウイルスを含む感染性廃棄物であることを当該廃棄物を取り扱う処理業者に分かるよう目印を表すことを求めている。

これは中間処理施設において優先的に焼却処理などを行うため、収集運搬の時点から他の廃棄物と区分して取り扱う必要があることを理由としている。同省が分別や特別

な表示を償むよう求めたのは、廃棄物処理業者の処理や医療関係機関の業務に混乱を起すような混乱が生じることを避けるため。これに対して同連合会では排出側・処理側の契約当事者のみが分かるような簡単な表示であれば、不要な混乱は回避できるとしている。

委託契約に際しては、新型コロナウイルスによる感染性廃棄物を廃棄す

る時には、委託している処理業者に対して、当該廃棄物である旨を事前に連絡し、適正な処理のために必要な事項の伝達は、感染性廃棄物版データシート(WDS)を使用するよう求めた。また、同省に対し、新型コロナウイルスに関する新たな知見が得られた場合には、適正かつ迅速に情報提供することも要望している。